

# 賃金台帳の作成・保管は事業場の義務となっております。

## 賃金台帳（労働基準法第 108 条）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

煩雑な給与計算や賃金台帳の作成は社労士にお任せ下さい！

（外国人労働者の対応も歓迎いたします。）

雇用保険料や社会保険料等の法改正対応も万全です。

顧問先の要望に応じて Web 又は直接対応いたします。



納期が迫って忙しいのに従業員の給与計算もやりながら全てが中途半端で困ったなー。



雇用保険料率とか社会保険料率の計算の仕方が分からない。誰も教えてくれない。

## 【給与計算顧問の料金】

月 額	7,000 円 (税込 7,700 円)	+	一 人 当 り	・出勤記録の集計	400 円(税込 440 円)
				・賃金明細書及び 給料袋の作成等	300 円(税込 330 円)
				・賃金台帳の調製	300 円(税込 330 円)

※スタンダード顧問での給与計算料金は更にお値打ちとなっております。

### ケース 1 Web 対応

- ・メールや Google ドライブ等で出勤管理簿の集計、賃金明細書、賃金台帳等を PDF で添付いたします（ファイルロック付き）。

### ケース 2 直接訪問

- ・直接訪問して出勤情報等を集計した上で、事務所に持ち帰り、給与明細や賃金台帳を作成し持参いたします。

### ケース 3 FAX、郵送対応

- ・FAX から頂いた出勤情報を元に集計し、給与明細や賃金台帳を作成し郵送いたします。



住所：岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室

TEL：090-2944-6028

Mail：inoue@next21it-sr.com

HP： <https://next21it-sr.com>



※詳細な料金表は上記の HP に掲載しております。

お値打ち価格でプラスαのサービスを提供します。